

様似町陸上養殖事業資料作成・調査等委託事業に
関するプロポーザル方式実施要領

令和8年6月

様似町産業課

様似町陸上養殖事業資料作成・調査等委託事業に関する
プロポーザル方式実施要領

1. 目的

本業務は、昨年度から実施してきた「陸上養殖に関する勉強会」での的確な検討を進めるとともに、事業化が可能な場合、その具体策を明確にすることを目的とする。

2. 業務の内容等

(1) 業務名 様似町陸上養殖事業資料作成・調査等委託事業

(2) 内容 本町において陸上養殖に関する検討を推進する（詳細は別紙「様似町陸上養殖事業資料作成・調査等委託事業に関する仕様書」のとおり）。

(3) 業務委託期間 契約の日から

令和9年（2027年）3月10日まで

(4) 委託基準額 4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(5) 所管課 本業務の所管課は様似町産業課とする。

3. 参加資格要件

本業務に係るプロポーザルの参加資格要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 様似町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成5年様似町要領第1号）に基づく指名停止の期間にない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 様似町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に規定する暴力団関係事業者等でないこと。

(5) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村民税、社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）を滞納していないこと。

4. 関係資料の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により関係資料を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年(2026年)6月19日(金)必着

(2) 提出書類

ア. 公募型プロポーザル方式参加申込書(様式第1号)

イ. 履歴事項全部証明書(法人のみ)

ウ. 印鑑証明書

エ. 納税証明書(提出直近3カ月以内に発行したもの)

オ. 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)

カ. 決算書(財務諸表)の写し(直近2年程度分)

(3) 提出先 〒058-8501

北海道様似郡様似町大通1丁目21番地

様似町産業課あて

電話:0146-36-2113

(3) 提出方法 郵送または持参

ただし、期限までにデータで送信し、1週間以内に原本を送付することも可とする。

5. 受注候補者の選定方法

(1) 選定審査

参加資格を満たすと認められる者(以下「提案者」という。)は、「6. 提案書の作成要領」により、提案書を作成し、提出するものとする。

様似町は、受注候補者の選定にあたり、「様似町陸上養殖事業資料作成・調査等委託事業選定審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、提案書等の内容を審査する。

(2) 選定審査の方法及び評価基準

選定審査は、提案書並びにこれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施による企画提案の内容等に関する評価(以下「評価点」という。)と見積額による価格に関する評価(以下「価格点」という。)により行う。

ア. 評価点

評価点は、次の評価基準に基づき審査会の各審査員(4~6名)が審査する。

各評価項目の配点の合計は、審査員1名につき30点とし、項目ごとの配点は公表しないものとする。

【評価基準】

	評価項目	評価の着目点
1	実績・経験等	・類似業務等の研究成果、実績、経験があるか ・実施体制が十分であるか（配置予定技術者の経験、能力等）
2	コーディネート	事務局と共に勉強会の目的にあった結論を導き出す能力が十分か
3	実現可能性	提案内容は実現可能か
4	発展性	陸上養殖の知見を有し、より良い実施手法の案を示すことができるか
5	その他	業務全般に対する意欲が感じられるか等

イ. 価格点

価格点は、見積額により算定する。

価格点の上限は、提案者につき5点とし、見積金額による配点の区分は公表しないものとする。

(3) 受注候補者の選定

ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点の合計を採点した審査員の数で除した平均点（以下「平均点」という。）、これに価格点を加算した合計点（以下「合計点」という。）が最も高い提案者を受注候補者とする。

イ. 同点の場合の取扱い

合計点が最も高い提案者が複数の場合は、評価点の合計が高い者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計が同点である場合は、見積額が低い者を受注候補者とする。

上記によっても受注候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。

ウ. 提案者が1名のみだった場合は、審査会を開催せず、提出のあった資料による書類審査で受注候補者を決める場合もある。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、プロポーザル結果通知書（様式第4号）で通知するものとする。

(5) その他

- ・選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- ・選定結果については、町ホームページ等で公表する。

6. 提案書の作成要領

- (1) 提案書は、プロポーザル方式企画提案書（様式第3号）に添付して提出すること。
- (2) 提案書は、日本工業規格A列4版大（A4サイズ）の用紙を使用するものとし、様式は定めない。
なお、図面等の提出を要する場合は、折りたたんでA4サイズ以内となるものの添付を認める。
- (3) 提案書に見積書を添付し、見積額には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。

7. 提案書の提出

- (1) 受付期間 令和8年（2026年）6月12日（金）午前9時から
令和8年（2026年）6月26日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 「4. 関係資料の提出について」に同じ
- (3) 提出書類
 - ア. プロポーザル方式企画提案書（様式第3号）
 - イ. 提案書（任意様式）
 - ウ. 見積書（任意様式）
- (4) 提出方法
郵送、持参。ただし「イ.提案書」については正本1部、副本7部を必ず郵送すること。
- (5) その他
 - ア. 提案書等の提出は、1者につき1案とする。
 - イ. 提案書等の提出後の差替え及び再提出は認めない。
 - ウ. 提出された提案書等は返却しない。
 - エ. 提出された提案書等は本プロポーザルの審査以外の目的で使用しないものとする。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者は、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、実施方法は次のとおりとする。

- (1) 実施日 令和8年（2026年）7月2日（木）10時～
(実施対象者に別途通知する。)
- (2) 場 所 様似町役場大会議室（オンラインも可とする）
- (3) 提案時間 25分以内とする。（提案者多数の場合は時間を変更する
場合がある。）
- (4) 質疑応答 15分以内とする。
- (5) その他

- ア. プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクタ及びスクリーンを使用できるものとする。プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブル、電源コードについては様似町が用意する。
- イ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、企画内容の追加、変更等は認めない。
- ウ. プレゼンテーションソフトを使用する場合は、パワーポイントのみとする。
- エ. オンラインでのプレゼンテーションは、ZOOMで行うこととし、設定等は後日通知する。

9. 質問及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、電子メール又はファックスにより提出すること。なお、質問の内容が提案の申込手続き等に関する場合は、質問と回答の内容を町ホームページで公表することがある。

(1) 提出期限 令和8年(2026年)6月19日(金)午後5時まで

(2) 提出先 FAX: 0146-36-2662

(様似町産業課あて)

メール: sangyouka@samani.jp

(3) 回答方法 質問者及び参加表明者に電子メール又はファックスで回答する。

10. スケジュール

下記のスケジュールで実施する。なお、日程等は変更する場合がある。

令和8年 6月19日(金) 公募型プロポーザル方式参加申込書提出
締切

6月26日(金) 提案書受付締切

7月 2日(木) プレゼンテーション実施

7月 8日頃 選定結果の通知

7月10日頃 契約締結(予定)

11. 失格事項

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(2) 見積額が委託限度額を超えている場合

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

12. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る経費は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提案書等のすべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、本業務の受注候補者選定以外には無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された提案書等は、本業務の受注候補者選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提案者が業務の一部を第三者に委託する場合は、提案書にその旨を明記し、当該第三者に提案者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (7) 前号に該当する場合は、提案者は当該第三者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (8) 提案者が業務のすべてを第三者に委託することは認めない。
- (9) 選定審査の結果、選定された受注候補者が辞退又は失格、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点の者を受注候補者とすることができるものとする。
- (10) 様似町は、やむを得ない理由等により本プロポーザルの実施を中止、又は変更することができるものとする。この場合において、様似町は、提案者が本プロポーザルの提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受注候補者の提案内容は、その全てについて契約を保証するものではなく、当該受注候補者との契約手続きにおいては、当該業務の仕様等について様似町及び受注候補者が協議するものとする。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

様似町長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

公募型プロポーザル方式参加申込書

年 月 日付けで通知のあった次の業務に係る公募型プロポーザル方式による提案書の募集について参加したいので、関係書類を添えて申込みします。

記

1 対象業務名

2 関係書類

3 連絡先 担当者所属
担当者氏名
電話番号

様似町長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

私は、様似町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に基づき、様似町が発注する委託業務について、暴力団及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

また、必要な場合は、当方が暴力団に関係していないかを北海道札幌方面浦河警察署に照会することについて承諾いたします。

- 1 私は、次のアからオまでのいずれにも該当しない
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（様似町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（様似町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 前項アからオまで掲げるもの（以下「暴力団」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、様似町長に報告し、警察署に通報します。

様式第3号（第6関係）

年 月 日

様似町長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

プロポーザル方式企画提案書

次の業務について、〇〇〇〇プロポーザル実施要領及び同仕様書に基づき、関係書類を添えて企画提案書を提出いたします。

記

1 対象業務名

2 関係書類

3 連絡先 担当者所属
担当者氏名
電話番号

様式第4号（第5関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

様似町長

印

プロポーザル方式選定結果通知書

貴社から提出のあった次の業務の提案書について、様似町プロポーザル方式実施要綱第15条第3項の規定により選定結果を通知します。

業務名

最適であると選定されました。

契約等の手続については、別途連絡します。

次の理由により選定いたしませんでした。

理由

※なお、選定されない旨の通知を受けた者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができます。その場合、書面は、この通知の日の翌日から起算して7日以内に提出しなければなりません。